



埼玉県報

第 551 号
令和 6 年(2024 年)
9 月 20 日
金曜日

目 次

条例のあらまし

- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(建築安全課)

条例

- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(建築安全課)

告示

- 次期埼玉県電子入札共同システム再開発業務委託に関する契約の相手方等の公示(入札審査課)
- 草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- 大規模小売店舗の変更に係る公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- 鴻巣市箕田土地改良区の役員就退任届(さいたま農林振興センター)
- 栗崎向田土地改良区の設立認可(農村整備課)
- 児玉都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 指定納付受託者の指定(高校教育指導課)
- 県道根岸本町線の区域の変更(さいたま県土整備事務所)
- 総選除) 0 2 4 水整第 8 0 1 号大久保浄水場高度浄水処理施設電気計装設備工事に関する入札公告(入札課)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集(教委・総務課)
- 不在者投票を行うことができる施設の指定(選挙管理委員会)

雑報

- 収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示(病虫害防除所)

本号で公布された条例のあらまし

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十七号）（建築安全課）

一 趣旨

建築基準法の一部改正に伴う、規定の整備を行うための改正

二 内容

法改正に伴う規定の整備

三 施行期日

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行

条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年九月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第三十七号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第二十三項第二号事務の欄1中「第十八条第二十四項第一号」を「第十八条第三十八項第一号」に改める。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千五十四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年九月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

次期埼玉県電子入札共同システム再開発業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部入札審査課システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和6年8月22日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号

5 契約金額

828,300,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第千五十五号

草加市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和六年九月二十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告 示

埼玉県告示第千五十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年九月二十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール羽生

埼玉県羽生市川崎二丁目二百八十一番地三

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） イオンモール株式会社 代表取締役社長 岩村康次

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

（変更後） イオンモール株式会社 代表取締役社長 大野恵司

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社アルペン 代表取締役 水野敦之

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目九番四十号 外 計百十一者

（変更後） 株式会社アルペン 代表取締役 水野敦之

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目九番四十号 外 計百十四者

ハ 変更年月日

令和六年六月一日外

ニ 届出年月日

令和六年九月二日

二 縦覧期間

令和六年九月二十日から令和七年一月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年九月二十日から令和七年一月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千五十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和六年九月二十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

生鮮市場TOP春日部店

埼玉県春日部市大字八丁目九百七十五、九百七十六、九百七十七

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 駐車場法との適合を再確認してください。

(2) 駐車場料金を徴収する場合、駐車場法、バリアフリー新法、埼玉県福祉のまちづくり条例の届出が必要になります。

二 縦覧期間

令和六年九月二十日から令和六年十月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第千五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、
鴻巣市箕田土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所
について、次のとおり届出があった。

令和六年九月二十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 就任

職名	氏名	住 所
理事	塚 越 秀 夫	埼玉県鴻巣市八幡田五百四十一番地
同	今 西 和 夫	同 同 箕田三千八百七番地
同	三 ッ 木 建 夫	同 同 三ッ木四百八十九番地の一
同	山 崎 敦 彦	同 同 川面百五番地
同	平 賀 一 彦	同 同 箕田二千三百四番地
同	吉 田 照 明	同 同 寺谷三百五十六番地
同	須 永 一 夫	同 同 神明三丁目十九番十三号
監事	中 島 努	同 同 赤見台一丁目十一番十一―百七号北鴻 巣パークホームズ参番館
同	平 賀 健 郎	同 同 箕田二千三百十番地
同	伊 藤 正 一	同 同 笠原千五百二十九番地四

二 退任

職名	氏名	住 所
理事	塚 越 秀 夫	埼玉県鴻巣市八幡田五百四十一番地
同	加 村 純 男	同 同 寺谷十二番地
同	須 永 健 司	同 同 加美二丁目七番六十号
同	三 ッ 木 建 夫	同 同 三ッ木四百八十九番地の一
同	西 川 年 秋	同 同 川面二十五番地
同	平 賀 健 郎	同 同 箕田二千三百十番地
同	横 田 進	同 同 同 三千八百八十四番地
監事	今 西 和 夫	同 同 同 三千八百七番地
同	中 島 努	同 同 赤見台一丁目十一番十一―百七号北鴻 巣パークホームズ参番館
同		同 同 川面百五番地
同	伊 藤 正 一	同 同 笠原千五百二十九番地四

告 示

埼玉県告示第千五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十条第一項の規定により、本庄市立石勝義ほか十五人からの申請に係る次の土地改良区の設立を令和六年九月十七日認可した。

令和六年九月二十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 名称

栗崎向田土地改良区

二 事務所所在地

本庄市

三 地区の所在地

本庄市、深谷市

告 示

埼玉県告示第千六十号

本庄市から児玉都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和六年九月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第千六十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる歳入の納付について同表の中欄に掲げる者を指定納付受託者に指定した。

令和六年九月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 歳入、指定納付受託者の事務所の所在地等及び指定期間

歳入	指定納付受託者の事務所の所在地、 名称及び代表者氏名	指定期間
埼玉県立伊奈学園 中学校入学者選考 に係る埼玉県立学 校入学志願者選考 手数料	東京都品川区東品川四丁目十二番 二号 三菱総研DCS株式会社 代表取締役 亀田 浩樹	令和六年十二月一 日から令和六年十 二月三十一日まで

二 指定をした日

令和六年八月一日

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年九月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年九月二十日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 小 高

巖

- | | | |
|---|-------|-------|
| 一 | 道路の種類 | 県道 |
| 二 | 路線名 | 根岸本町線 |
| 三 | 道路の区域 | |

新	旧	旧 新 別
川口市本町三丁目六三番六地先 から 同市本町三丁目二三番一号先ま で	区 間	
一九・五〇～二八・九六	敷地の幅員 (メートル)	
二四・一六	延 長 (メートル)	
	備 考	

告 示

埼玉県公営企業告示第三十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年九月二十日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

1 工事概要等

(1) 工事名

総選除) 0 2 4 水整第 8 0 1 号大久保浄水場高度浄水処理施設電気計装設備工事

(2) 工事場所

埼玉県さいたま市桜区大字宿地内

(3) 工事期間

契約確定の日から令和11年3月30日(金)まで

(4) 設計金額

入札執行後に公表する。

(5) 工事概要

ア 目的

本工事は大久保浄水場高度浄水処理施設に係る電気計装設備を整備するものである。

イ 工事内容

(ア) 電気設備 一式

(イ) 計装設備 一式

(ウ) 監視制御設備 一式

(6) その他

ア 本工事は、埼玉県企業局「週休2日制モデル工事」試行要領に基づく「週休2日制モデル工事(現場閉所型)」の試行対象工事である。

イ 本工事は、埼玉県企業局「水道用機械・電気設備工事情報共有システム」実施要領に基づく情報共有システム(公共事業において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステム)を活用する工事である。

ウ 本工事は、埼玉県企業局「建設キャリアアップシステム(CCUS)活用モデル工事」試行要領に基づく「建設キャリアアップシステム(CCUS)活用モデル工事(発注者指定型)」の対象工事である。

エ 本工事は、埼玉県企業局水道用機械・電気設備工事の建設現場における遠隔臨場に関する試行要領に基づき、受注者が希望する場合、契約後の受発注者協議により、建設現場において「段階確認」、「材料確認」及び「立会」を必要とする作業に遠隔臨場を適用することができる工事である。

オ 本工事は、立会人型電子契約(契約内容を記録した電磁的記録に対し、県と契約の相手方の指示に基づき、サービス提供事業者が電子署名及び

タイムスタンプを付与する方法による契約をいう。以下「電子契約」という。）による締結を予定する（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する。）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者には利用に係る費用負担は生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

2 落札者の決定方法

本件入札は、埼玉県企業局建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札執行要領（令和6年4月1日施行）に基づき、総合評価方式により落札者を決定する。総合評価方式の実施については、埼玉県総合評価方式活用ガイドライン Ver. 19（令和6年7月1日適用）、埼玉県企業局建設工事低入札価格調査制度実施要領（令和5年4月1日施行。以下「低入札価格調査制度実施要領」という。）及び総合評価方式に係る入札説明書による。

(1) 方式

簡易型（評価項目選択型）自己採点方式

(2) 評価値の算出方法

除算方式

3 入札手続の方法等

(1) 入札手続の方法

本件入札は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準（令和6年4月1日施行）に基づき、入札説明書の交付、資料の提出、届出及び入札を原則として、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。国土交通省の電子入札コアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

なお、入札に関する情報は、令和6年9月20日（金）から同年11月14日（木）までの間、埼玉県ホームページ（<https://ebidjk2.ebid2.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF000ShowAction>）に掲載する。

(2) 入札参加者の変更が生じた場合

入札参加者の以下の事項の変更により、利用者登録している電子証明書の内容と異なる場合は、変更日（名義人、会社名又は本店住所の変更にあつては、取締役会等で指定された日、名義人の改姓若しくは改名又は住民票記載住所の変更にあつては、市区町村役場への届出日をいう。）以降は、その電子証明書を使用しないこと。電子証明書の変更及び再取得が間に合わない場合は、電子入札における紙入札の具体的方法（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/k>

itei.html) により、紙入札の手続きを行うこと。

ア 埼玉県建設工事等競争入札参加資格申請時の申請事業所代表者又は法人代表者の氏名（改姓及び改名の場合を含む。）

イ 名義人所属の会社本店住所（登記している場合に限る。）

ウ 名義人所属の会社名（登記している場合に限る。）

エ 名義人住民票記載住所（電子証明書に記載のある場合に限る。）

4 設計図書等

設計図面、仕様書及び参考数量等（以下「設計図書等」という。）の送付手続きについては、電子入札システムのうち、入札情報公開システムにより掲載する。

5 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、下記(3)の期間内に電子入札システムの競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に確認資料を添付して、電子入札システム（電子入札システムにより提出できない者にあつては、郵便又は信書便）により提出すること。また、下記(4)の期間内にその他必要な資料を電子メール、ファイル転送サービス、郵便又は信書便により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出受付期間を過ぎて電子入札システム又は郵便若しくは信書便により提出された場合又は提出受付期間内に資料が到着しなかった場合の確認申請書は、無効とする。

確認申請書、確認資料その他必要な資料の提出先、提出受付期間及び提出部数は、次のとおりとする。

(1) 電子メール、郵便又は信書便による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） 電子メールa2720-04@pref.saitama.lg.jp

(2) ファイル転送サービスを利用する場合

資料の添付先を示したメールを送付するので、上記(1)の連絡先に電話によりその旨を伝えること。

(3) 確認申請書及び確認資料の提出受付期間

令和6年9月24日（火）午前9時から同年10月15日（火）午後5時まで

(4) その他必要な資料の提出受付期間

令和6年9月24日（火）午前9時から同年10月17日（木）午後5時まで

(5) 提出部数（紙によって提出する場合に限る。）

2部（正本1部及び副本1部。副本は、正本を複写したもので可とする。）

6 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、資格がある旨は電子入札システム（電子入札システムにより通知できない者にあつては、郵便又は信書便）により、資格がない旨は電子メール及び電話により、令和6年10月22日（火）にそれぞれその旨を通知する。

(2) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和6年10月31日（木）午後3時まで上記5(1)の提出先に郵便又は信書便により書面を提出し、入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。再確認の結果は、電子入札システム（電子入札システムにより通知できない者にあつては、郵便又は信書便）により通知する。

7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、下記(2)の期間内に、質問書を電子入札システム、電子メール又は郵便若しくは信書便により提出すること。

なお、質問の題名、質問事項及び添付資料には、特定の企業名及び個人名を記入しないこと。添付資料は、発注者が提供した様式を使用して作成すること。

(1) 電子メール又は郵便若しくは信書便による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） 電子メールa2720-04@pref.saitama.lg.jp

(2) 質問受付期間

令和6年9月24日（火）午前9時から同年10月4日（金）午後3時まで（郵便又は信書便の場合は、同月3日（木）必着のこと。提出期限後に到着した場合には回答しない。）

8 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和6年10月10日（木）午後4時までに電子入札システムに掲載する。電子入札システムに掲載された内容を閲覧できない者には、電子メール又は郵便若しくは信書便で回答するので、上記7(1)の連絡先に電話によりその旨を伝えること。

入札参加者は、質問の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で入札に参加すること。

なお、質問に対する回答の全ての内容は、全ての入札参加者に適用する。また、入札参加者から質問がない場合でも、「質問に対する回答」を利用して発注者か

ら入札参加者へお知らせを掲示することがある。

9 入札書の提出方法等

入札書の提出方法等は、次のとおりとする。

なお、変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。

(1) 入札書の提出方法

入札書の提出期間に、有効な埼玉県競争入札参加資格者名簿（建設工事）の代表者又は代理人の名前で電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録を完了した者が、当該名義の電子証明書を使用して入札書を提出すること。ただし、埼玉県公共工事等電子入札運用基準 9「紙入札について」の承認を得たものは、この限りでない。

(2) 入札書の提出期間

令和 6 年 11 月 11 日（月）午前 9 時から同月 13 日（水）午後 3 時まで

(3) 郵便による入札

電子入札システムにより入札を行うことができない場合は、郵便により入札書を受け付ける。提出先等は、次のとおりとする。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 埼玉県総務部
入札課大規模工事担当

イ 提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便によること。

ウ 提出期間

上記(2)の期間に必着とする。

(4) 開札日時

令和 6 年 11 月 14 日（木）午前 10 時 30 分

10 入札に参加できる者の形態

(1) 単体企業（以下「単体」という。）又は 2 者若しくは 3 者による特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）とする。

(2) 単体の場合にあつては、他の特定企業体の構成員となっていないこと。

(3) 特定企業体における運営形態及び代表者の選定については、埼玉県企業局特定建設工事共同企業体取扱要綱（令和 5 年 4 月 1 日施行）（第 7 条第 1 項(1)及び(6)を除く。）によること。ただし、以下の形態をとることはできない。

ア 本件入札において、複数の特定企業体の構成員となること。

イ 経常建設共同企業体が特定企業体の構成員となること。

11 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 建設業の許可

単体又は特定企業体における各構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による電気工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。

(2) 工事成績

単体又は特定企業体における各構成員は、令和4年度及び令和5年度に完成した埼玉県発注工事のうち、電気工事業の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても65点以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者については、この限りでない。

(3) 経営事項審査における総合評定値

電気工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。

単体又は特定企業体の代表構成員は、その総合評定値が1,000点以上であること。また、特定企業体の代表構成員以外の構成員（以下「その他構成員」という。）は、その総合評定値が800点以上であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、開札日の直近のもの（下記(7)ウただし書に該当する者にあつては、手続開始決定日以降のもの）であること。

なお、官公需適格組合については、その総合評定値を令和5・6年度埼玉県建設工事請負競争入札参加資格者格付要領第4のただし書に規定する特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が開札日の直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。

(4) 施工実績

ア 単体又は特定企業体の代表構成員は、契約の締結日にかかわらず平成26年4月1日から本件公告日までの間に、1回の契約金額が5億円以上の上水道、工業用水道又は下水道施設における電気設備の新設、増設又は更新工事（建築付帯電気設備工事は除く。）を元請として完成させた実績を有すること。

なお、特定企業体による請負の施工実績については、契約金額は出資比率相当額（特定企業体の出資比率を契約金額に乗じたもの。）とする。

J V 構成員の契約額 = J V 契約額 × 出資割合

（J V 実績の計算例）

5億円の橋梁耐震補強工事を代表構成員（出資比率70パーセント）、その他の構成員（出資比率30パーセント）で施工した場合
代表構成員の実績 $5 \text{ 億円} \times 70 / (70 + 30) = 3.5 \text{ 億円}$

その他構成員の実績 $5 \text{ 億円} \times 30 / (70+30) = 1.5 \text{ 億円}$

イ 特定企業体のその他構成員は、契約の締結日にかかわらず平成26年4月1日から本件公告日までの間に、1回の契約金額が1億円以上の上水道、工業用水道又は下水道施設における電気設備の新設、増設又は更新工事（建築付帯電気設備工事は除く。）を元請として完成させた実績を有すること。

なお、特定企業体による請負の施工実績については、契約金額は出資比率相当額（特定企業体の出資比率を契約金額に乗じたもの。）とする。

(5) 配置予定の技術者

ア 単体又は特定企業体の代表構成員の配置予定の技術者は、本件入札の公告日までに、上水道、工業用水道又は下水道施設における電気設備の新設、増設又は更新工事（建築付帯電気設備工事を除く。）において、現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事した経験を有する者であること。ただし、準備期間、後片付け期間及び機器等の工場製作を含む工事にあつては、工場製作のみが行われている期間の経験を除く。

また、専任の監理技術者等とは別に、工場製作を管理するために選定された監理技術者等を配置する場合は、この監理技術者等に経験は問わない。

なお、その他構成員の配置予定の技術者は、経験を問わない。

イ 入札に参加しようとする者は、建設業法第26条第1項又は第2項に規定する資格を有する者を本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。

ウ 低入札価格調査を経て契約する場合に配置する技術者は、低入札価格調査制度実施要領の規定に基づき、次のとおりとする。

(ア) 専任でなければならない。

(イ) 現場代理人との兼務を認めない。

(ウ) 代表構成員は、主任技術者又は監理技術者とは別に同等の資格を有する追加技術者（以下「追加技術者」という。）1名を専任で配置すること。

(エ) 追加技術者は、現場代理人との兼務を認めない。

(オ) 追加技術者は、当該者が在籍する入札参加者と上記5(3)に規定する確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、追加技術者は、営業所（建設業法第3条第1項に規定する営業所をいう。以下同じ。）の専任技術者と兼務することはできない。

エ 専任の配置予定の技術者は、当該者が在籍する入札参加者と上記5(3)に規定する確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定の技術者は、営業所の専任技術者と兼務することはできない。

オ 配置予定の技術者が特定できないときは、複数の候補者を確認資料に記載すること。

カ 落札者決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

キ 本工事は、埼玉県建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領（平成28年6月1日適用）の対象とする。

ク 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。

ケ 本工事の配置予定の技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事し、又は従事する予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、他の工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合又は本工事の機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間若しくは他の工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置することができる場合を除く。

(6) 現場代理人

ア 本工事は、「現場代理人及び現場責任者に関する常駐規定の緩和について」による常駐を要する期間においては、常駐規定を緩和しない。

イ 以下の期間については現場での常駐を要しない。ただし、具体的期間は、契約締結後に発注者と受注者が協議して定める。

（ア）工事（現場における準備行為を含む。）に着手するまでの期間

（イ）工場製作のみの期間で現場作業が未着手の期間

ウ 低入札価格調査制度実施要領で定める低入札価格調査を経て契約する工事は、「常駐を要しない期間」及び「常駐を要する期間」のいずれにおいても常駐規定を緩和しない。

(7) その他の参加資格

単体又は特定企業体における各構成員は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県公営企業財務規程（昭和39年埼玉県公営企業管理規程第5号。以下「財務規程」という。）第120条の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更

生法第41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。

エ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士の同一入札への参加を制限する運用基準（令和5年4月1日適用）により同族企業同士と判断される者が参加していないこと。

オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）、都道府県又は埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上を受けていない者であること。

キ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。

ク 経常建設共同企業体でないこと。

ケ 入札公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。

コ 設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者の入札への参加を制限する運用基準（令和5年8月1日適用）に基づき、本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と関連がある者に該当し、入札を禁止される者でないこと。

なお、本工事に係る設計業務等の受託者は、次のとおり。

商号又は名称 株式会社東京設計事務所 関東事務所

所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂2丁目2番3号

12 低入札価格調査制度実施要領第4条の規定による調査基準価格

設定する。調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。低価格入札者は、低入札価格調査に協力しなければならないものとし、低入札価格調査に係る事前申出により辞退を申し出たとき、低入札価格調査確認資料等に代わる申出書を提出したとき、低入

札価格調査に応じないとき、又は求められた資料を指定された期日までに提出しないときは、失格とする。また、低入札価格調査後に契約を締結した場合は、下請負業者等との関係において適正な契約とその履行が行われているか追跡調査を行うものとする。

13 低入札価格調査制度実施要領第5条第1項の規定による失格基準価格

設定する。失格基準価格を下回る入札を行った者は、落札者とししない。

14 低入札価格調査制度実施要領第6条第1項の規定による数値的判断基準

設定する。数値的判断基準のいずれかを下回る入札を行った者は、落札者とししない。

15 低入札価格調査制度実施要領第6条の2第1項の規定による工事成績判断基準
設定しない。

16 入札保証金

本工事は入札ボンド制度を導入する工事であり、入札保証金の取扱いは次のとおりとし、財務規程第123条第2項第3号及び第4号に掲げる履行実績による入札保証金の免除は行わない。

(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の110に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 納付方法

納付書兼領収書送付依頼書（以下「依頼書」という。）に必要事項を記入し、次のとおり電子メールにより提出するとともに、電話で受信確認を行うこと。また、依頼書に記載された依頼者の住所に着払いの宅配便により送付する納付書兼領収書により納付すること。

なお、依頼書を持参した場合は、受理しない。

ア 提出先

〒338-0815 埼玉県さいたま市桜区大字五関387番地2 埼玉県水道整備事務所総務用地担当 電話048-858-7890（直通） 電子メールp534755@pref.saitama.lg.jp

イ 依頼書提出期間

令和6年9月24日（火）午前9時から同年10月18日（金）午後5時まで

ウ 納付期限

令和6年11月13日（水）正午まで

(3) 納付の確認

金融機関の出納済印を受けた納付書兼領収書の写しを次のとおり電子メールにより提出するとともに、電話で受信確認を行うこと。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部
入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） 電子メールa2720-04@p
ref.saitama.lg.jp

イ 提出期限

令和6年11月13日（水）午後3時まで

- (4) 次のとおり上記(1)と同価値以上の有価証券等を担保として持参（下記ア(ウ)にあっては、郵便又は信書便）により提出することにより、入札保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額（下記ア(ウ)にあっては、保証金額）と同額とする。

ア 対象となる有価証券等

(ア) 利付国債

(イ) 埼玉県債

(ウ) 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。以下同じ。）の保証

イ 提出先

利付国債及び埼玉県債については上記(2)アの提出先に、銀行等の保証については上記(3)アの提出先にそれぞれ指定する方法により提出すること。

ウ 提出期限

令和6年11月13日（水）午後3時まで

- (5) 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間で埼玉県を被保険者とする上記(1)と同額以上の保険金の支払を約した入札保証保険契約を締結し、その保険証券を郵便又は信書便により上記(3)アの提出先に同イの期限までに提出した者

イ 銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を郵便又は信書便により上記(3)アの提出先に同イに示す期限までに提出した者

- (6) 入札保証又は入札保証保険の期間は、入札書提出日から令和7年1月31日（金）までの期間を含むこと。

なお、発注者の住所及び氏名を記載する必要がある場合は、以下のとおりと

すること。

ア 住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号

イ 氏名 埼玉県公営企業管理者 板東 博之

- (7) 落札者以外の入札保証金は、入札の終了後に還付するので、納付書兼領収書等により入札保証金を納付した者は、あらかじめ振込先及び口座番号等を記載した請求書を用意すること。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときは、入札保証金は、還付しない。また、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者が納付すべき契約保証金に充当する。

17 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。ただし、低入札価格調査を経て契約する場合の契約保証金の額は、低入札価格調査制度実施要領第17条第5号の規定により、契約金額の10分の3以上とする。
- (2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額（下記ウにあっては、保証金額）と同額とする。

ア 利付国債

イ 埼玉県債

ウ 銀行等又は保証事業会社の保証

- (3) 次のいずれかに該当する者は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間で埼玉県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者
イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他埼玉県公営企業管理者が指定する金融機関と埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者

- (4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときは、契約保証金は、還付しない。

18 支払条件

- (1) 前金払

する。その額は、会計年度ごとに各会計年度の支払限度額の40パーセント以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、低入札価格調査を経て契約する場合のその額は、会計年度ごとに各会計年度の支払限度額の20パーセント以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。

(2) 中間前金払

する（中間前金払を選択した場合に限る。）。その額は契約金額の20パーセント以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、継続費又は債務負担行為に基づく契約にあっては、その年割額の20パーセント以内とする。

(3) 部分払

する（部分払を選択した場合に限る。）。

(4) 各会計年度の支払限度額

令和6年度 無し

令和7年度 契約金額のおおむね10パーセント

令和8年度 契約金額のおおむね40パーセント

令和9年度 契約金額のおおむね40パーセント

令和10年度 契約金額のおおむね10パーセント

表示した割合は、設計金額に対する割合であるため、契約時の割合は落札金額により変動する。

19 現場説明会

開催しない。

20 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 入札に参加する者が1者であっても、入札を執行する。

ウ 入札執行時において入札に参加する者の立会いは求めない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

(3) 提出書類

ア 発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書（必要事項を記入したもの）、総合評価自己採点申請書及び低入札価格調査に係る事前申出書（同一ファイルでシートが分かれている様式）を電子入札システムによる初度入札の入札書提出の際に添付すること。

なお、電子入札システムにより提出できない者にあつては、入札書とともに提出すること。

イ 落札者が免税事業者の場合、落札決定後、免税事業者届出書を提出すること。

(4) 入札回数

ア 再度入札は、3回までとする。この場合は、電子入札システム（電子入札システムにより案内できない者にあつては、郵便又は電話等）により案内する。ただし、各回の再度入札の状況により、それ以降の再度入札を執行しない場合がある。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

ウ 再度入札に参加しない者は、それ以降の再度入札に参加することができない。

エ 再度入札は、開札日と同日に執行する場合がある。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) くじ

ア 評価値が最も高い者が2者以上いるときは、くじにより落札者を決定する。

イ くじは、電子入札システムの電子くじを使用する。

ウ 電子入札システムにより入札書を提出できない者は、電子くじに使用するくじ入力番号として、任意の3桁の数字を入札書に記載すること。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した入札に参加する資格のない者がした入札又は上記5のその他必要な資料の提出後から落札決定までの間に入札に参加する資格を有しなくなった者がした入札

イ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

ウ 上記16(4)により入札保証金の納付に代えて提出した有価証券等の債権金額が所定の率による額に達しない者がした入札

エ 上記16(5)により入札保証金の納付の免除を受けるために提出した入札保証

保険証券に記載された保険金額が所定の率による額に達しない者がした入札
又は契約保証予約証書に記載された契約希望金額若しくは保証限度額が所定の率による額に達しない者がした入札

オ 電子証明書を不正に使用した者がした入札

カ 電報、電話又はファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

キ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

ク 同族企業が同一入札に参加した場合の同族企業同士が行った入札

ケ 談合その他不正行為があったと認められる入札

コ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

サ 入札後に辞退を申し出て、その申出を受理された者がした入札

シ やむを得ず紙入札又は郵便入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札

(ア) 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの

(イ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

(ウ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの

(エ) 2 以上の入札書を提出した者がしたもの又は 2 以上の者の代理をした者がしたもの

(オ) 入札書が指定の日時までに指定の場所に到着しなかったもの

ス その他この公告又は入札説明書に示す事項に反した者がした入札

(9) その他の注意事項

ア 一度提出した入札書の書換え、引替え又は撤回は、することができない。

イ 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

21 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 手続における交渉の有無

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約後の技術提案

工事請負契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

- (5) 埼玉県企業局建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札参加者心得（令和6年4月1日施行）を熟知の上、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。
- (6) 提出された確認申請書、確認資料その他必要な資料は、返却しない。
- (7) 落札者は、確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (8) 詳細については、入札説明書に記載するところによる。

22 問合せ先

- (1) この公告に関する問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） 電子メールa2720-04@pref.saitama.lg.jp

- (2) 総合評価方式に係る入札説明書に関する問い合わせ先

〒338-0815 埼玉県さいたま市桜区大字五関387番地2 埼玉県水道整備事務所機電設備担当 電話048-858-7890（直通） 電子メールp534755@pref.saitama.lg.jp

23 Summary

- (1) Nature of Services Required:

Installation of electrical network for advanced water treatment plant facility at the Okubo Water Filtration Plant (2024 Waterworks Construction Office, No. 801)

- (2) Submission Period for Application and Supporting Documents:

From 9:00 a.m. Tuesday, 24 September until 5:00 p.m. Tuesday, 15 October, 2024

- (3) Submission Period for Additional Required Documents:

From 9:00 a.m. Tuesday, 24 September until 5:00 p.m. Thursday, 17 October, 2024

- (4) Submission Period for Bids by Electronic Bidding System or Registered Mail:

From 9:00 a.m. Monday, 11 November until 3:00 p.m. Wednesday, 13 November, 2024

- (5) Time and Date of Bid Opening:

10:30 a.m. Thursday, 14 November, 2024

- (6) Contact Information:

Large-scale Construction Group

Bidding Services Division, Department of General Affairs

Saitama Prefectural Government

3-15-1 Takasago, Urawa-ku,

Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301 Japan

Phone: 048-830-2743

Fax: 048-830-4915

告 示

埼玉県教委告示第二十四号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和六年九月二十日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

一 日時

令和六年九月二十六日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 令和六年度教育功労者及び優良教育施設・団体表彰について

ロ 令和六年度優秀な教職員の表彰について

ハ その他

告 示

埼玉県選管告示第四十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
 第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
 投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和六年九月二十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	S O M P O ケア株式会社 S O M P O ケア そんぽの家大宮見沼	埼玉県さいたま市見沼区大字南 中丸三百十七番地二
老人ホーム	S O M P O ケア株式会社 S O M P O ケア ラヴィーレ大宮武番 館	埼玉県さいたま市見沼区中川千 六十二番地一
老人ホーム	S O M P O ケア株式会社 S O M P O ケア そんぽの家S川口上 青木	埼玉県川口市上青木四丁目四番 地五号
老人ホーム	S O M P O ケア株式会社 S O M P O ケア そんぽの家S川口東 領家	埼玉県川口市東領家二丁目八番 六号
老人ホーム	S O M P O ケア株式会社 S O M P O ケア ラヴィーレ川口安行	埼玉県川口市大字安行小山四百 八十七番地五
老人ホーム	S O M P O ケア株式会社 S O M P O ケア ラヴィーレ草加松原	埼玉県草加市中根三丁目三十一 番二十四号
老人ホーム	S O M P O ケア株式会社 S O M P O ケア ラヴィーレ入間	埼玉県入間市宮前町二番十三号

雑 報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

令和六年九月二十日

埼玉県病害虫防除所長 原

弘 信

1. 安全性に関する検査

製造事業場等の 名称及び所在地	収 去 場 所	飼料又は 飼料添加 物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製 造 (輸入) 年 月	試 験 項 目	違反の内容
株式会社サナ 埼玉県本庄市	株式会社サナ. 埼玉工場 埼玉県本庄市	混合飼料	SANA HZ-PRO	6.6	重金属－鉛、カドミウム、ヒ素	
同上	同上	混合飼料	SANA ニューハ [®] イオサン・CS	6.6	重金属－鉛、カドミウム、ヒ素	
同上	同上	混合飼料	SANA アミノ・ミオ S	6.6	重金属－鉛、カドミウム、ヒ素	
寿産業株式会社 埼玉県深谷市	寿産業株式会社 埼玉県深谷市	混合飼料	バイプロゲイン	6.5	重金属－鉛、カドミウム、ヒ素	
同上	同上	混合飼料	バイプロコール	6.6	重金属－鉛、カドミウム、ヒ素	
同上	同上	混合飼料	ようざんサプリ	6.6	重金属－鉛、カドミウム、ヒ素	
同上	同上	混合飼料	ようざんスペシャル	6.6	重金属－鉛、カドミウム、ヒ素	
同上	同上	混合飼料	尾熊サポートブレンド	6.6	重金属－鉛、カドミウム、ヒ素	
同上	同上	混合飼料	武州サプリ	6.3	重金属－鉛、カドミウム、ヒ素	

(注) 1. 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

２．栄養成分に関する検査

製造事業場等の 名称及び所在地	収 去 場 所	飼 料 の 名 称	製 造 (輸入) 年 月	試 験 結 果 の 概 要	違反の内容
株式会社サナ 埼玉県本庄市	株式会社サナ 埼玉工場 埼玉県本庄市	SANA HZ-PRO	6. 6	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	
同上	同上	SANA ニューハイオサン・C	6. 6	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	
同上	同上	SANA アミノ・ミオS	6. 6	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	
寿産業株式会社 埼玉県深谷市	寿産業株式会社 埼玉県深谷市	バイプロゲイン	6. 5	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	
同上	同上	バイプロコール	6. 6	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	
同上	同上	ようざんサプリ	6. 6	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	
同上	同上	ようざんスペシャル	6. 6	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	
同上	同上	尾熊ホートブレンド	6. 6	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	
同上	同上	武州サプリ	6. 3	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	
木徳神糧株式会社 埼玉県桶川市	木徳神糧株式会社 桶川工場 埼玉県桶川市	米ぬか	6. 7	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	

(注) １．飼料の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。